

令和8年度 山形県不妊検査費助成制度

山形県では、不妊を心配する夫婦や子どもを望む夫婦に対して、不妊検査費の一部を助成します。

(詳細は、中をご覧ください→)

様式やチェックシートのダウンロードは山形県
ホームページからダウンロードできます👉



助成対象者

下記の①～⑤全てに該当する方

- ①申請日時点で法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦
 - ②検査開始日※から申請日まで夫婦いずれかが継続して山形県内に住所を有すること
 - ③夫婦ともに検査を受けていること、かつ、今回申請する不妊検査が初回の検査であること(今回申請する不妊検査の前に他院等で検査を受けたことがある場合等は申請の対象外です)
 - ④検査開始日※の妻の年齢が43歳未満
 - ⑤これまでに不妊治療(人工授精、体外受精、顕微授精をいう。)を受けたことがないこと
- ※「検査開始日」…夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日を基準とします。

助成の対象となる検査

- ・医師が必要と認める検査で、夫婦お二人とも受けた検査。
- ・保険適用の有無は問いません。
- ・検査開始日※から1年以内に受けた検査が対象です。
- ・夫婦が別の医療機関を受診した場合も対象となります。

助成額

- ・夫婦1組につき上限3万円。助成回数は、1組の夫婦につき1回限り。
- ・検査費用、初・再診料、受診等証明書(様式第2号)の作成料が対象です。

申請方法及び注意事項

- ・様式やチェックシートは山形県ホームページからダウンロードできます。
- ・原則として、必要な書類を揃えてお住いの地域の保健所(山形市は村山保健所)に郵送又は持参にて申請ください。
- ・保健所に提出された書類等は返送いたしかねます。必要に応じて提出前に控えを取るようにお願いします。
- ・保健所の申請窓口の開庁時間は、平日8:30～17:15です(祝日及び年末年始を除く)。お問い合わせや書類の提出については、開庁時間内をお願いします。
- ・申請内容に不備がある場合、申請を受け付けられないことがありますので、余裕をもった申請にご協力くださるようお願いいたします。
- ・申請期限については、次のページをご確認ください。

申請期限

以下の①または②のどちらか早い日の属する月の3か月後の末日です。

①夫又は妻の検査終了日のいずれか遅い日

②検査開始日から1年を経過した日

【具体例】

R8年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
妻の検査期間 4/1～5/30		<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px;"><p>◆対象となる検査 妻の検査：R8.4.1～R8.5.30の検査が対象 夫の検査：R8.5.9～R8.6.20の検査が対象</p><p>◆助成申請期限 ①検査終了日：R8.6.20 ②検査開始から1年経過する日：R9.3.31 ①の方が②よりも早いため、①の属する月の3か月の末日（R8.9.30）が申請期限となる。</p></div>									
夫の検査期間 5/9～6/20											
助成対象検査期間 4/1～6/20											
検査開始日から1年（4/1～3/31）											
			申請可能期間 6/21～9/30								

必要書類

提出の前にチェックシートをご活用ください。

①令和8年度山形県不妊検査費助成事業申請書（様式第1号）

②山形県不妊検査費助成事業受診等証明書（様式第2号）

・夫婦が別々の医療機関を受診した場合は、それぞれの医療機関からの作成が必要です。

③夫婦の住民票の原本

- ・申請日の3か月以内に発行されたもの。
- ・続柄記載があり、マイナンバーが省略されたもの。

④夫婦であることを証明できる書類

【法律婚の場合】

・戸籍謄本（全部事項証明書）の原本（申請日の3か月以内に発行されたもの）

【事実婚の場合】

- ・両人の戸籍謄本（全部事項証明書）の原本（申請日の3か月以内に発行されたもの）
- ・山形県不妊検査費助成事業にかかる事実婚関係に関する申立書（様式第3号）

⑤申請者の振込口座の通帳のコピー（見開き1ページ目）

- ・口座名義はカタカナ表記されている部分をコピーしてください。
- ・通帳がないインターネット銀行等の場合は、口座情報（金融機関名・支店名（支店番号）・口座番号・口座名義）が記載された画面等をコピーしてください。

助成金の決定及び振込

概ね申請書を受理した月の翌月下旬頃に決定通知書が送付され、月末に申請書に記載された口座に振り込みます。ただし、書類の確認等により振り込みが遅くなる場合があります。不承認の場合は、不承認通知を送付します。

申請についてのお問合せ先

- 村山総合支庁(村山保健所)こども家庭支援課 保健支援担当
〒990-0031 山形市十日町1-6-6 TEL:023-627-1203
- 最上総合支庁(最上保健所)こども家庭支援課 保健支援担当
〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 TEL:0233-29-1361
- 置賜総合支庁(置賜保健所)こども家庭支援課 保健支援担当
〒992-0012 米沢市金池7-1-50 TEL:0238-22-3205
- 庄内総合支庁(庄内保健所)こども家庭支援課 保健支援担当
〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 TEL:0235-66-5674
- 山形県庁 こども家庭・母子保健課 母子保健係 TEL 023-630-2101

山形県不妊専門相談センターのご案内

山形県では、山形大学医学部附属病院に委託して、面接又は電話による相談を実施しています。お気軽にご利用ください。

○相談方法 面接及び電話相談

○相談日 毎週火・金曜日

○予約受付番号 023-628-5571【受付時間 月・水・金 9時から12時】

○相談担当者 産婦人科の専門医師

○相談場所 山形大学医学部附属病院 産婦人科(山形市飯田西2-2-2)

※相談は無料ですが、電話相談の場合、電話代は相談者にご負担いただきます。

秘密は厳守いたします